

外国語学部専門教育科目試験に関する内規

平成 20 年 12 月 4 日
制 定

最近改正 令 5. 11. 2

(趣旨)

第 1 条 この内規は、大阪大学外国語学部規程及び大阪大学外国語学部履修規程（以下「履修規程」という。）に定める外国語学部専門教育系科目等（以下「専門教育科目」という。）の授業科目の試験、追試験、不正行為等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 履修規程第 5 条に規定する「不正行為」とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 持込を許可されたテキスト、ノート、辞書等以外のものを使用した場合
 - (2) カンニングペーパーの使用等カンニングとみなされる行為を行った場合
 - (3) 代人受験とみなされる行為を行った場合
 - (4) その他試験監督者の指示に従わない場合
 - (5) ①授業担当教員が成績評価の対象として求める全ての提出物において、他人の論文、著作、レポート、ウェブサイト、インターネット投稿、講義配布物（公表・未公表を問わない。）の一部又は全部を剽窃した場合
②前号が定める提出物において、生成 AI その他のコンテンツ生成ツールを利用した場合。ただし、授業担当教員から明示的な許可を受け、かつ授業担当教員の指示に基づいた適切な表示ないし引用が行われた場合は、この限りではない。
 - (6) 授業科目の履修又は単位修得のために提出する検定試験等の成績証明書類を改ざん、偽造等した場合
- (不正行為を発見した場合の処置)

第 3 条 授業担当教員、試験監督者または TA 等は、専門教育科目の授業科目の試験（履修規程第 4 条に定める追試験を含む。以下「試験」という。）において前条に定める不正行為を発見した場合は、当該不正行為を行った者に対し、直ちに試験を中止させ、学生証、答案等及び当該不正行為の証拠となるものがある場合についてはそれを没収した上で、試験室からの退室及び外国語学部学務係への出頭を命じるものとする。なお、その後の処理については、別紙「試験時等における不正行為発生時の処理手順」により、とり行うものとする。

(教育課程上の処分の手続)

第 4 条 試験において第 2 条に定める不正行為を行った者に対する教育課程上の処分については、外国語学部教務委員会が決定し、外国語学部教授会に報告する。

附 則

この内規は、平成 20 年 12 月 4 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 26 年 1 月 9 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 5 年 11 月 2 日から施行する。

年 月 日

外国語学部教務委員会委員長 殿

授業担当教員 印

不正行為の報告に基づき、下記のとおり調書を作成しましたので報告します。

記

不正行為に関する調書

- 1 不正行為があった事項
- 2 不正行為が確認された日
- 3 不正行為を行った者の所属・学年・学籍番号・氏名
- 4 不正行為の内容
- 5 その他特記すべき事項

本人署名 _____ 印

確認教員氏名 _____ 印